F_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成ｎ年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該額についてはBnに準ずることとする。

G_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.011

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱを次のように改める。

算式Ⅱ

$$\sum_{n=11}^{13}(B_n\times C_n)+\sum_{n=14}^{21}(D_n\times E_n)+\sum_{n=17}^{21}(F_n\times G_n)+\sum_{n=14}^{21}(H_n\times I_n)+\sum_{n=21}^{21}(J_n\times K_n)+\sum_{n=14}^{17}(L_n\times M_n)+\sum_{n=9}^{21}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{21}(P_n\times Q_n)+R\times 0.5+S\times 0.267+T\times 0.267+U\times 0.267+\sum_{n=12}^{13}(V_n\times W_n)+\sum_{n=12}^{13}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=12}^{13}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=21}^{13}(AB_n\times AC_n)+\sum_{n=16}^{13}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=18}^{21}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=17}^{21}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=19}^{21}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{21}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{21}(AN_n\times AO_n)$$

$$\frac{\text{2,200円}\times A}{}$$

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号中「$C_{11}=0.047$」を「$C_{11}=0.046$」に、「$C_{13}=0.044$」を「$C_{13}=0.043$」に改め、同号算式Ⅱの符号E_n中「0.031」を「0.030」に、同号算式Ⅱの符号E_{18}中「0.006」を「0.017」に、「0.005」を「0.030」に改め、同号算式Ⅱの符号E_{20}の次に次のように加える。

E_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号AH_n、AI_{19}及びAI_{20}を同号算式Ⅱの符号AJ_n、AK_{19}及びAK_{20}とし、AK_{20}の次に次のように加える。

AK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

AL_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該額についてはBnに準ずるものとする。

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

AN_n　公共施設等地上デジタル放送移行事業に充てるため、平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該額についてはBnに準ずるものとする。

AO_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号AG_{17}中「0.041」を「0.040」に改め、同号算式Ⅱの符号AG_{17}を同号算式Ⅱの符号AI_{17}とし、同号算式Ⅱの符号AG_{18}中「0.008」を「0.023」に、「0.007」を「0.040」に改め、同号算式Ⅱの符号AG_{18}、AG_{19}及びAG_{20}を同号算式Ⅱの符号AI_{18}、AI_{19}及びAI_{20}とし、同号算式Ⅱの符号AI_{20}の次に次のように加える。

AI_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.006

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.006

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号AF_n中「（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額」の次に「。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該額についてはBnに準ずるものとする。」を加え、同号算式Ⅱの符号AF_nを同号算式Ⅱの符号AH_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号AE_{18}中「0.010」を「0.028」に、「0.009」を「0.050」に改め、同号算式Ⅱの符号AE_{18}、AE_{19}及びAE_{20}を同号算式Ⅱの符号AG_{18}、AG_{19}及びAG_{20}とし、同号算式Ⅱの符号AG_{20}の次に次のように加える。

AG_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号AD_nを同号算式Ⅱの符号AF_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第十七号算式Ⅱの符号中「$AA_{12}=0.025$」を「$AC_{12}=0.024$」に改め、同号算式Ⅱの符号AA_{13}、AB_n、AC_{16}、AC_{17}、AC_{18}、AC_{19}及びAC_{20}を同号算式Ⅱの符号AC_{13}、AD_n、AE_{16}、AE_{17}、AE_{18}、AE_{19}及びAE_{20}とし、同号算式Ⅱの符号AE_{20}の次に次のように加える。

AE_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.037

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.015